農地の貸し借りは、法律に 基づき手続をしましょう!!

受け継いだ農地、耕作している農地で こんな農地はありませんか?



- ●昔から口約束だけで、貸して(借りて)いる農地
- 親戚・知人という信頼だけで、貸して(借りて)いる農地
- ●面倒なので、手続なしで貸して(借りて)いる農地 など

農地の貸し借りの手続をしていない農地(やみ小作)



手続をしないで、農地の貸し借りをしていると、思わぬトラブルに遭遇することがあるわよ

貸している方(所有者)

- 賃料を支払ってもらえない かもしれない。
- ■農地をいつ返してくれるか 分からない。
- ■耕作者が突然耕作をやめる かもしれない。

借りている方(耕作者)

- ■補助事業や、各種制度の活用、申請に支障が生じるかもしれない。
- ■突然,所有者から「農地を 返してくれ」と言われるか もしれない。
- ■所有者・耕作者が亡くなった時、お互いに農地の貸し借りの内容が 分からなくなるかもしれない。【貸借の相手、貸借期間、賃料など】



所有者不明農地でも、貸借の手続はできるよ

農地の貸借の手続をしていない原因として、相続登記がなされていないこと等により所有者が判明しない、あるいは所有者との連絡がつかない場合があります。【所有者不明農地】

所有者不明農地については、相続してから時間が経つほど相続関係者が増えて複雑になることが懸念されるので、まずは、法務局での登記の手続をお願いします。

なお、相続人の全員が判明しない場合でも、農地の貸付が可能な制度がありますので、農地の所在する市町村、農業委員会にご相談ください。



トラブルにあわないために、手続しようね!

- ●農地の貸し借りは、必ず市町村、農業委員会で手続をしましょう。
 - ・公的機関(市町村、農業委員会等)が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
- ●手続をする際は、農地バンク事業を積極的に活用しましょう。
 - 要件を満たすと機構集積協力金が交付されるほか、機構関連農 地整備事業などの関連事業を活用できるメリットがあります。
 - 契約期間が終了すれば、確実に所有者に農地が返ってきます。

農地を相続したら、法務局で早めに登記をしましょう。



農地だけでなく所有者不明の土地全般において、管理されず放置され隣接する土地への悪影響が発生したりするなど様々な問題が生じています。高齢化の進展による相続機会の増加等により、今後ますます深刻化するおそれがあるため、令和5年4月から順次、土地所有に関する法律が一部改正になることが法務省より示されています。

- 1 相続登記の申請義務化(令和6年4月1日施行)
- 2 土地を手放すための制度(相続土地国庫帰属制度)の創設 (令和5年4月27日施行)
- 3 住所などの変更登記の申請義務化(令和8年4月までに施行)



法務省ホームページ